

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】

3

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則

稲原浩副市長の退任及び江口哲郎副市長の選任に伴い、次のとおり副市長の事務分担及び市長の職務を代理する順序を改めることにしました。

(1) 副市長の事務分担は、次のとおりです。

ア 江口哲郎副市長

会計室、市長公室、危機管理室、デジタル市役所推進室、総務市民局、財政・変革局、消防局、上下水道局及び公営競技局に属する事務

イ 片山憲一副市長

(ア) 技術監理局、環境局、産業経済局、都市戦略局、都市整備局、港湾空港局及び交通局に属する事務

(イ) 公共施設マネジメントに関する事務

ウ 大庭千賀子副市長

(ア) 政策局、保健福祉局、子ども家庭局及び都市ブランド創造局に属する事務

(イ) 地方自治法第180条の2の規定に基づき、他の執行機関の職員に補助執行させている職務

(2) 市長の職務を代理する順序は、次のとおりです。

第一順位 江口 哲郎副市長

第二順位 片山 憲一副市長

第三順位 大庭千賀子副市長

この規則は、令和6年7月5日から施行することにしました。

北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月27日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第28号

北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則

(北九州市副市長事務分担規則の一部改正)

第1条 北九州市副市長事務分担規則(昭和42年北九州市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条 稲原 浩副市長の項中「稲原 浩副市長」を「江口哲郎副市長」に改める。

(北九州市長代理順序規則の一部改正)

第2条 北九州市長代理順序規則(昭和42年北九州市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「稲原 浩」を「江口哲郎」に改める。

付 則

この規則は、令和6年7月5日から施行する。